

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

新	旧
第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係	第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係
(用語の意義)	(用語の意義)
4の2—1	4の2—1
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
<u>(9) 育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書 措置法令第2条の21の2第1項((育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等))に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいう。</u>	(9)
<u>(10) 育児休業等期間変更申告書 措置法令第2条の21の2第3項に規定する育児休業等期間変更申告書をいう。</u>	(10)
<u>(11)</u>	(11)
<u>(12)</u>	(12)
<u>(13)</u>	(13)
<u>(14)</u>	(14)
<u>(15)</u>	(15)
<u>(16)</u>	(16)
<u>(17)</u>	(17)
<u>(18)</u>	(18)
<u>(19)</u>	(19)
<u>(20)</u>	(20)
<u>(21) 休業前勤務先 措置法令第2条の21の2第1項に規定する休業前勤務先をい</u>	(21)

う。

(22) 国外勤務期間 措置法令第2条の7第3項第1号に規定する国外勤務期間をいう。

(23) 育児休業等期間 措置法令第2条の7第3項第2号に規定する育児休業等期間をいう。

(24) 育児休業等 措置法令第2条の21の2第1項に規定する育児休業等をいう。

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項又は第15項（（定義））に規定する個人番号又は法人番号をいう。

（郵便等により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合）

4の2—8 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（（定義））に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により金融機関の営業所等に財形住宅貯蓄申告書、財形住宅貯蓄限度額変更申告書、財形住宅貯蓄申込書、財形住宅貯蓄異動申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書、育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書（以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。）の提出があった場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等はその発信の日（郵便物又は同法第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日）に受理されたものとする。

（注） 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による財形住宅貯蓄申告書等を受理した場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付を付記するものとする。

（育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者の積立中断期間の判定）（新設）

(19) 国外勤務期間 措置法令第2条の7第3項に規定する国外勤務期間をいう。

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

（郵便等により財形住宅貯蓄申告書等の提出があった場合）

4の2—8 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（（定義））に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により金融機関の営業所等に財形住宅貯蓄申告書、財形住宅貯蓄限度額変更申告書、財形住宅貯蓄申込書、財形住宅貯蓄異動申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書（以下この項においてこれらを「財形住宅貯蓄申告書等」という。）の提出があった場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等はその発信の日（郵便物又は同法第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日）に受理されたものとする。

（注） 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による財形住宅貯蓄申告書等を受理した場合には、当該財形住宅貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付を付記するものとする。

4の2-15の2 育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、措置法令第2条の21の2第2項に規定する再開日（以下「再開日」という。）に財形住宅貯蓄契約に基づく金銭等の払込みを行わなかった場合には、当該再開日の翌日以後において、同令第2条の13第1号に規定する「最後の払込日」から2年を経過する日までの間に当該契約に基づく金銭等の払込みが行われた場合であっても、同令第2条の21の2第2項の規定の適用があることに留意する。

(注) 上記の「最後の払込日」とは、育児休業等の開始の前日に最後に当該契約に基づく金銭等の払込みをした日をいうことに留意する。

(国外勤務期間内又は育児休業等期間内に新たに預入等をした場合)

4の2-25 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書又は育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、その特定財形住宅貯蓄契約に係る財形住宅貯蓄について措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けている場合であっても、国外勤務期間内又は育児休業等期間内において、その支払われる賃金から控除された金銭又は財形給付金等に係る金銭をもって当該特定財形住宅貯蓄契約に基づく預入等をしたときは、その預入等があった財形住宅貯蓄の利子等でその預入等をした後に支払を受けるものについては、同項の規定の適用はないことに留意する。

(育児休業等期間変更申告書が期限内に提出されなかった場合)

4の2-31の2 育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、その提出後、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更する場合において、育児休業等期間変更申告書が措置法令第2条の21の2第3項に規定する期限までに提出されなかった場合であっても、同項に規定する変更後の育児休業等の期間の終了の日を同条第2項に規定する育児休業等の終了の日として同項の規定を適用することに留意する。

(育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者が転任等により継続して育児休業等をする場合)

4の2-32 育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、転任、合併等により、育児休業等の期間の終了の日までに休業前勤務先以外の勤務先（以下この項において「他の勤務先」という。）に勤務することとなった場合において、当該他の勤務先で休業前勤務先から継続して育児休業等をする場合には、当該他の勤務先における育児休業等に係る再開日により措置法令第2条の21の2第2項の規定を適用することに留意する。

(国外勤務期間内に新たに預入等をした場合)

4の2-25 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、その特定財形住宅貯蓄契約に係る財形住宅貯蓄について措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けている場合であっても、国外勤務期間内において、その支払われる賃金から控除された金銭又は財形給付金等に係る金銭をもって当該特定財形住宅貯蓄契約に基づく預入等をしたときは、その預入等があった財形住宅貯蓄の利子等でその預入等をした後に支払を受けるものについては、同項の規定の適用はないことに留意する。

(新設)

(新設)

(財形住宅貯蓄申告書の受理届)

4の2—43

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

____ 税務署長殿

平成 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	Ⓜ
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日

第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(用語の意義)

4の3—1

(1)

(財形住宅貯蓄申告書の受理届)

4の2—43

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

____ 税務署長殿

平成 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	Ⓜ
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日

第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(用語の意義)

4の3—1

(1)

- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)

(8) 育児休業等をする者の財形年金貯蓄継続適用申告書 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の21の2第1項((育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書等))に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいう。

(9) 育児休業等期間変更申告書 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の21の2第3項に規定する育児休業等期間変更申告書をいう。

- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)
- (16)
- (17)
- (18)
- (19)
- (20)
- (21)

(22) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項又は第15項((定義))に規定する個人番号又は法人番号をいう。

(財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用)

4の3—2

項目	準用する項
(1)
(2)

- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)

- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)
- (16)
- (17)
- (18)
- (19)

(財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用)

4の3—2

項目	準用する項
(1)
(2)

(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)	育児休業等をする者の財形年金貯蓄継続適用申告書を提出した者の積立中断期間の判定	4の2-15の2
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)
(22)
(23)	国外勤務期間内又は育児休業等期間内に新たに預入等をした場合
(24)
(25)
(26)
(27)
(28)
(29)
(30)	育児休業等期間変更申告書が期限内に提出されなかった場合	4の2-31の2
(31)	育児休業等をする者の財形年金貯蓄継続適用申告書を	4の2-32

(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)
(22)	国外勤務期間内に新たに預入等をした場合
(23)
(24)
(25)
(26)
(27)
(28)

<u>提出した者が転任等により継続して育児休業等をする場合</u>	
(32)
(33)
(34)
(35)
(36)
(37)
(38)
(39)

(29)
(30)
(31)
(32)
(33)
(34)
(35)
(36)

(財形年金貯蓄の確認申告書の不提出)

4の3—7 財形年金貯蓄申告書を提出して財形年金貯蓄の預入等をしている勤労者が、財形年金貯蓄の確認申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、その財形年金貯蓄契約に係る積立期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日（積立期間の末日において次に掲げる申告書を提出している者にあつては、それぞれ次に定める日）後に支払われる利子等については、措置法第4条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。

- (1) 海外転勤者の財形年金貯蓄継続適用申告書 海外転勤者の特別国内勤務申告書を提出する日
- (2) 育児休業等をする者の財形年金貯蓄継続適用申告書 その申告書（当該申告書に係る育児休業等期間変更申告書を提出している場合にあつては、当該申告書）に記載された育児休業等の期間の終了の日の翌日

(財形年金貯蓄の確認申告書の不提出)

4の3—7 財形年金貯蓄申告書を提出して財形年金貯蓄の預入等をしている勤労者が、財形年金貯蓄の確認申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、その財形年金貯蓄契約に係る積立期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日（積立期間の末日において海外転勤者の財形年金貯蓄継続適用申告書を提出している者にあつては、海外転勤者の特別国内勤務申告書を提出する日）後に支払われる利子等については、措置法第4条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。

(財形年金貯蓄申告書の受理届)

4の3—14 ……………

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

税務署長殿

平成 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	㊞
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日

附 則

(経過的取扱い(1))

この法令解釈通達による改正後の4の2—1 ((31)を除く。)、4の2—8、4の2—15の2、4の2—25、4の2—31の2、4の2—32、4の3—1 ((22)を除く。)、

(財形年金貯蓄申告書の受理届)

4の3—14 ……………

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

税務署長殿

平成 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	㊞
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日

4の3-2及び4の3-7の取扱いは、平成27年4月1日から適用する。

(経過的取扱い(2))

この法令解釈通達による改正後の4の2-1((31)に限る。)、4の2-43、4の3-1((22)に限る。)及び4の3-14の取扱いは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から適用する。